

## はじめに

大学教員や研究員における任期制ポストの増加などにより研究人材流動化が進んでいる。企業における終身雇用制も見直しが進められており、研究者がその生涯のうち所属機関を移動する回数はこれまでになく増加しつつある。その一方で国立大学法人化などにより、大学や研究機関で知的財産権の機関帰属を決めるところが増えており、発明者と権利の分離が拡大している。研究成果の産業発展のための有効活用という命題を堅持するとともに、研究者は機関を移動するもの、という前提に立った柔軟な知的財産管理のルール作りが今、求められている。

日本は知識経済で成立する社会になった。このポスト産業資本主義の時代において「知」をイノベーションとして結実させ、それを経済成長の推進力にするためには、大学等のアカデミアの知的創造活動の活性化をまず行い、さらにその研究成果を知的財産として保護、管理した上で産業界において利用できる形にするまでのプロセス全体を有効に働かせなくてはならない。平成14年7月にまとめられた知的財産戦略大綱の中で「知的財産立国」を目指す方針が示され、国家として戦略的に知的財産の創造、保護及び活用が進められている。この流れの中で、研究者流動化の問題が知的財産活動の高揚に結びつくよう、調整を進めなくてはならない。

一方、産業界においてもオープンイノベーションへの移行を進め、アカデミアの「知」の利用について意識を高めることが産業活性化に有用であると同時に、産学官連携の活性化にも重要であると考えられる。この意味では産学間での人材交流は重要な問題であるが、本稿においては、大学や公的研究機関などいわゆるアカデミア間での研究者の移動の問題のみを取り上げ、アカデミアと産業界との間での移動については考察しない。アカデミア間での移動に関する知見を応用して、次年度以降にこの問題については議論を継続した上で検討を行いたい。

本調査研究では、研究者流動化状況の調査、研究者の意識アンケート調査、国内外の大学における対応状況調査、判例調査を実施し、結果をとりまとめた。それらの知見をもとに、研究者流動化時代におけるアカデミアでの知的財産帰属の問題についてまず考察を行い、その上で移動に伴い知的財産をどう利用していくのか、その管理の方策について提言をまとめた。本報告書が、研究者流動化時代におけるアカデミアの知的財産管理に、意味のある示唆を与えることができたならば幸いである。

## 目 次

第 1 章	序論	1
第 2 章	調査結果	
2-1	研究者流動化状況	
2-1.1	研究者流動化状況調査要領	5
2-1.2	機関間・異なるセクターの間での研究者の移動	5
2-1.3	任期制、公募制の導入について	6
2-1.4	研究者交流（研究員の派遣及び受入）	7
2-1.5	海外における研究活動について	7
2-1.6	京都大学の研究者数と流動化の状況	8
2-2	アンケート調査結果	
2-2.1	アンケート実施要領	11
2-2.2	研究者の背景	12
2-2.3	研究の状況	15
2-2.4	研究者の研究成果、権利帰属	23
2-2.5	流動化の状況	31
2-2.6	機関移動における研究実施	36
2-2.7	アンケートまとめ	41
2-3	国内各大学における対応調査結果	
2-3.1	調査要領	42
2-3.2	知的財産に係る規程やポリシーに関する調査結果	42
2-3.3	実験ノートに関する調査結果	49
2-4	米国大学における対応調査結果	
2-4.1	米国大学調査実施要領	51
2-4.2	米国大学調査結果	51
	(1) Massachusetts Institute of Technology	52
	(2) Stanford University	56
	(3) Wisconsin Alumni Research Foundation	60
	(4) Harvard Medical School	62
	(5) University of Minnesota	64
2-5	裁判例から見た権利帰属と研究者の移動との関係	
2-5.1	判例調査方法	69
2-5.2	移動後の研究者が特許発明を利用する場合の問題	69

2-5.3	移動後の研究者が特許発明を利用するための方策	70
2-5.4	まとめ	70
<b>第3章 提言</b>		
3-1	緒言	72
3-2	知的財産の帰属に関する問題と提言	
3-2.1	知的財産帰属と研究者の流動化	75
3-2.2	研究者が移動した場合の特許（実用新案、意匠）の帰属	76
3-2.3	研究者が移動した場合のいわゆる営業秘密・ノウハウの帰属	79
3-2.4	研究者が移動した場合の有体物（マテリアル）の帰属	80
3-2.5	研究者が移動した場合の著作権（データベース及ソフトウェア）の帰属	81
3-3	知的財産の利用に関する問題と提言	
3-3.1	知的財産管理に関する全般的な提言	83
3-3.2	特許に関する提言	85
3-3.3	研究マテリアルに関する提言	89
3-3.4	研究機器に関する提言	92
3-3.5	実験データに関する提言	93
3-3.6	ノウハウに関する提言	94
3-3.7	著作権に関する提言	94
<b>添付資料</b>		
1	アンケート用紙	97
2	アンケート集計結果	109
3	国内ヒアリング調査	135
4	米国調査質問票	141
5	発明に関する権利の帰属が問題になった事案	145

## 調査研究担当者

(括弧内は執筆担当箇所)

### 国立大学法人京都大学

大学院医学研究科社会健康医学系専攻 知的財産経営学コース

教授 寺西 豊

助教授 田中秀穂 (第1章、第2章 2-3、2-4、第3章 3-1、3-3)

講師 藤井 淳 (第2章 2-5)

研究員 小田桜子 (第2章 2-2、2-4)

研究員 早乙女周子

### 知的財産企画室

研究員 是成幸子 (第3章 3-1、3-2)

研究員 高松美和 (第2章 2-2、2-3)

研究員 藤森賢也 (第2章 2-1、2-2)

### 国際融合創造センター

研究員 香月亜美 (第2章 2-2)

## 謝辞

内閣府参事官 扇谷高男氏には、本報告書の骨子に関して貴重な助言をいただいた。文部科学省 研究振興局研究環境・産業連携課の前小屋治氏には、研究機器の帰属の考え方に関して情報の提供をいただいた。知的財産経営学コース非常勤講師で弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士の平野惠稔氏には、法律的な観点から本報告書の提言について大変有用な意見をいただいた。各大学の知的財産本部の皆様には、アンケート調査に対してご理解いただき、回収に多大なご協力をいただいた。米国5大学、名古屋大学、九州大学、産業技術総合研究所、広島大学、東北大学の知的財産部門、技術移転部門の皆様には、ヒアリング調査、書面による調査の申し入れに快く対応いただき、貴重な時間を割いていただいた。知的財産経営学コース研究員の田上麻衣子氏にはアンケート作成において多大な協力をいただいた。日本技術貿易(株)の原田将之氏には、実験ノートに関して情報提供を頂いた。最後に、京都大学大学院医学研究科 知的財産経営学コースの辻井淑美氏、竹内光枝氏、京都大学知的財産企画室の橋本栄氏、京都大学医学研究科産学連携推進機構の中島司真子氏、井ノ迫千佳氏には献身的な事務サポートをいただいた。この場を借りて心から感謝申し上げます。